

自由民主主義と“アジア的価値”の本質：

東南アジアにおける西欧的価値規範としての
自由民主主義の制度化にみるその漸進性の
意味についての試論的考察（改訂版）

高藤 英樹*・安田 英土**

キーワード：自由民主主義，アジア的価値，ASEAN，自由，平等，調和

目 次

はじめに

1. 自由民主主義と“アジア的価値”
2. 第三の価値としての“アジア的価値”の本質
3. ASEANにおける西欧的価値規範としての基本的人権とその制度化
4. 地域安全保障制度としてのASEAN地域フォーラムの機能的進化の可能性
5. 漸進的民主化パターンによる地域統合としてのASEAN共同体

おわりに

はじめに

中世キリスト教の精神世界から離脱し、新たに登場した西欧ルネッサンスにおける近代的“人間の登場”は、近代市民革命を通して人間に本来備わっていると考えられる「自由」と「平等」を思想的基盤とした自由民主主義制度を現出させるとともに、とくに戦後世界を大きく二分してきた米ソ両大国による冷戦の終結により、その思想と制度の根本的普遍性を国の境を越え、われわれ個々の人間が息づく現代世界に深く根を下ろしはじめてきた。

しかし、こうした西欧近代から生まれた自由民主主義制度の普遍性は、現代世界の諸問題に遭遇し、歴史的な曲がり角に遭遇しているように思われる。たとえば、2008年に生じたアメリカ発の世界金融危機は、“自由主義経済”の行き過ぎを示し、それに対する新たな世界的対応がなされつつある。また、超大国の中でも政治・経済的にとくに抜きん出た存在となりつつある中国に代表されるような権威主義的性格の強い国家は、その証として国際社会に向けて、自国の“民主化”の問題に遭遇し、それにどう対応しなければならないのか、その国際社会における責任が問われている。さらに、冷戦の終結によって生じたアフガニスタンやイラクにおける戦争は、国際的なテロリズムの問題となって現われ、イランや北朝鮮に観られる核開発の問題は西欧社会の反発を招き、“文明”の衝突として再度現出しつつあり、国際社会にお

2012年10月24日受付

* 元日本医療科学大学・植草学園大学兼任教員 政治学，比較政治学，アジア政治研究

** 江戸川大学 経営社会学科教授 イノベーション論，企業経済学

いて極めて重要な案件となっている。また、地球温暖化をめぐる京都議定書以後の環境問題は、途上国と先進国の対立を熾烈化させ、国際社会における“合意”の重要性という問題となって現れている。こうした国際社会における極めて重要な問題とそれに対するグローバル化しつつある対応は、われわれの歴史に対する認識を転換させるとともに、グローバル化によって相互に連結を強めた国際関係とそこに深く連関を持たざるを得なくなったわれわれ個々の人間の生き方にある一定の方向性を提示しているように思われる。すなわち、これらの諸問題とそれへの対応は、国際社会という国際共同体のレベルの問題としてばかりでなく、それと相互に連結しそこに深く生活の根を下ろしている個人の生き方とそこから生ずる社会共同体という社会的次元において新しい秩序を構築するために、西欧近代から生まれた「自由」・「平等」といった普遍的価値に対して、人間にとってもう一つの本源的な新しい価値としての「調和」というアジアの文化的基層をなしていると考えられる“アジア的価値”を現在われわれが必要としているということを示しているように思われる。そしてその糸口を与えてくれる事例こそが、東南アジアにおける自由民主主義制度の制度化にみる漸進性の意味についての特殊ASEAN的の了解事項にあるように思われるのである。

そこで、試論的考察の域は出ないまでも、本小論ではまず、自由民主主義の普遍性と限界を指摘しつつ、第三の価値としての「調和」という“アジア的価値”の本質を仮説として提示したいと思う。ついで、それに基づく事例分析としてここ十数年ASEANにおいて問題となってきた自由民主主義制度としての基本的人権の制度化とASEAN地域フォーラムの制度化をめぐる問題を検討したいと思う。そして最後に、そこから帰納すると考えられるASEAN共同体の地域統合の行方を素描し、“アジア的価値”としての「調和」という価値が西欧世界から生まれ普遍的価値として現出してきた「自由」・「平等」という価値とどのような関係にあるのか、そしてその必要性を考察したいと思う。

1. 自由民主主義と“アジア的価値”

自由民主主義思想における根本的な価値としての「自由」・「平等」という価値は、ロック、ルソーといった近代の政治思想家に代表されてきたように、近代市民革命の思想的基盤を構築してきた。たとえば、ルソーは、われわれ人間は、社会契約によって自分自身の奴隷から人間に本源的な「自由」な存在として立ち返り、また人間は各々体力や、精神については不平等でありうるが、約束（社会契約）によって、また権利によってすべて「平等」であると述べている⁽¹⁾。こうした人間にとって生得的な権利としての「自由」と「平等」という基本的な価値は、西欧ルネサンスを起点に、ハンチントンの言葉を借りれば、フランス革命やアメリカ独立革命に象徴される近代市民革命という民主化の第一の波の原点を誘発したと考えられる。したがって、自由民主主義における「自由」・「平等」という価値は、人間存在にとってより普遍性を備えているゆえに、民主化の揺り戻しに抵抗しながらも、19世紀初めから続く100年の長い民主化の第一の波、第二次世界大戦の直後にはじまる連合国による占領と植民地支配の終わりによってもたらされた第二の波、そして1970年代中盤から始まり冷戦の終結による共産主義体制の崩壊に象徴されるような第三の民主化の波と歴史の終わりへと受け継がれグローバル化していったように思われる⁽²⁾。

それは個々の人間の精神とその集合体としての世界精神が「善・悪」の道徳的営みを歴史的に経験し、その精神自体を徐々に成熟化させてきた過程に対比できるように思われる。これをやや大雑把に国際政治学的に表現するならば、一個人や一国家の自由の追求はリアリズム的表現を借りれば、対立と戦争を惹起するがゆえにバランス・オブ・パワーを必要とする。しかし、パワー・バランスの崩壊は人間を熾烈な対立・闘争へともたらすように、国際政治においては主権国家をウェストファリア体制後における政治的現実の変化とくに20世紀に観られた二度の世界大戦へと導くことになっ

たのである。しかしながら、道徳的系譜に照らして「蛮行」とみなされる世界大戦以後の秩序形成に限りない力を持ったカント以来のとくに戦後のリベラリズム的発想は、世界人権宣言に見られるように、個々人の生活の営みにおいては「自由」を「平等」に分かつ一方で、国際舞台においては多くの国際組織・制度を設立・維持させるとともに、政府・非政府を問わず他のさまざまな行為主体が意思決定に積極的に参加する国際レジームの枠組みを形成し、自由民主主義的価値を平和の礎として推し進める原動力としてきたのである⁽³⁾。これは社会進化論的にいえば、世界の人々の価値意識が成熟化し「平和指向的」になってきていると指摘されているように⁽⁴⁾、二度に亘る世界大戦は、「善・悪」の道徳的営みとしての戦争に対して、個々の人間の精神とその集合体としての世界精神がそれを「人間の尊厳」を逸脱した「蛮行」として徐々に深く認識し嫌悪しつつ、その行為を行ったことに対して深遠な反省と理解を徐々に深めた結果が、地域紛争といった局地的・短期的なやり戻しを経験しながらも、個人の生活においても国家という共同体の営みにおいてもそしてまたそれを基本的な構成単位とする国際社会共同体の営みにおいても、「自由」と「平等」をその根源的価値とする自由民主主義を強力に推し進め、それをグローバルに展開させて行った大きな要因であったと言える。

しかし、こうした「自由」・「平等」といった二つの普遍的概念は大きく、二つの限界を持っているように思われる。ひとつは、政治システムとしての自由民主主義は、人間個人に「自由」を「平等」に与えてきたが、社会主義の思想的・現実的発展過程に明らかであったように、所得分配の不平等という結果における不平等をもたらしてきた。それは、近年においては新自由主義という言葉で表されてきたように、経済成長を推進する柱としての役割を担っている一方で、格差社会をもたらし、自立した個人像や家族そしてそれを取り巻く社会共同体の絆の崩壊といった様々な深刻な社会問題を発生させることになったのである⁽⁵⁾。また自由民主主義システムは、国際関係においても過

度に自由競争を促し、国家間、地域間に横たわる格差構造を固定化する一方で、経済的なブロック化を助長してきた⁽⁶⁾。その結果は、アフガニスタン・イラク戦争に観られた文明の衝突と新自由主義による貧富の格差の問題となって現われ、言い換えれば、そこから生ずると考えられる地域紛争と人間の安全保障が国際関係において極めて重要な課題となって来たのである。

他方で自由民主主義の一形態としての社会民主主義もまた、自由民主主義と同様、一定の普遍的な価値を有してきたと言える。すなわち社会民主主義は、社会主義の思想とその制度に観られたように、「自由」という価値の普遍性を完全に捨象はせず、自由やそこから生起する機会の平等よりも富の再配分を通じて結果における「平等」を達成しようとしてきた。それは、ヨーロッパ、なかでもスウェーデンを中心に福祉国家の形成を促し、グローバル社会民主主義論として展開する一方で⁽⁷⁾、第三の道としての新自由主義的転換を図ることで、個人とそれを包摂する国家の自立性を促そうとしてきた⁽⁸⁾。

これをやや国際関係論的に表現すれば、戦後再建された社会主義インターナショナルがコミンテルンと決別し、社会民主主義の理念としての結果における「平等」を基点としながら、世界政治において民主的公正（・正義）と連帯を国際社会に訴えることで、今日の世界政治におけるグローバル・ガバナンスの理念を打ち立てた一方で、そのグローバル・ガバナンスの実体としての社会民主主義は、おもに発展途上国を中心とした弱者支援の起動メカニズムとなり、今日的な世界秩序のあり方としてのグローバル・ガバナンス論を展開してきたと言える⁽⁹⁾。言い換えれば、社会民主主義は、国内においてもまた国際社会においても弱者としての市民といった非政府的アクターなどさまざまな行為主体を意思決定に参加させることによってガバナンスとしての政治秩序におけるメカニズムを起動・発展・維持し、新自由主義的な舵きりをしつつ、市民としての個人とそれを包摂する国家の自立を促すことによって、コスモポリタニックに結果における「平等」を達成しようとしてきた

と言える。

しかし、こうした「平等」という価値を第一原理とする社会民主主義思想とその制度的展開にもまた、大きな限界があるように思われる。それは、根本的には、「自由」と「平等」は完全に両立することはありえないという点にある。このことはまず第一に、世界市場経済や国内市場経済は常に鈍化する可能性を秘めており、それは個人の生活の困窮やそこから生ずる社会的・国家的不安定性といった問題に連動してゆくからなのである。たとえば、リーマンショック後のヨーロッパの社会経済問題がそれを如実に示している。また、社会民主主義国の代名詞とも言われるスウェーデンにおいても、1980年代後半から1990年代には深刻な経済的な停滞を招き、後にのべるように個人的・社会的・国家的な問題に直面せざるを得なかった⁽¹⁰⁾。また、第二に、上記の経済問題とそこから生ずる課題に関連しつつ、国家においても社会においてもまたその基本的な単位を構成する個人においても、格差構造（差異）すなわち民族の違いやそこから生ずる文化の違いさらには経済格差（所得格差）や性（ジェンダー）の違い、世代間格差は永遠に解消されないという点にある。こうした格差構造において最も平等達成度が高いと言われてきたスウェーデン・モデルも、経済が停滞していた1980年代以降に変容を迫られることになったのである。たとえば、在留外国人に対して極めて寛容であることを旨とするスウェーデンにおいてさえ、1990年代の経済停滞期にはシェーボ地方住民による移民受け入れに対する拒否とそれに続く極右政党の台頭は⁽¹¹⁾、民族的・文化的差異の受容の難しさを物語っている。また、1980年代には所得の平等化を徹底化するあまり、人材の流失が生じ、所得平等化の臨界点に達したと言われてきた⁽¹²⁾。さらには、ジェンダー平等が最も進んでいる国とされながらも、労働市場における不平等は依然として根強く、男女間の権力関係に基づき、ジェンダーの不平等が再生産されている⁽¹³⁾。また、近年では、先進国・後発国を問わず、若年層が大量に失業することによって世代間の格差が著しく増大し、それは中東といった権威

主義国家においては若者が起点となって民主化という政治システムを変動させる事態を招きさせ、ヨーロッパを中心とした先進民主主義国家においては若年層による暴動といった甚大な社会的騒乱を招く結果となっており、こうした若年層の構造的失業という世代間格差の問題もまた、現在各国において早急に解決が図られねばならない極めて重要な案件ともなって現れているのである⁽¹⁴⁾。したがって以上の事例を鑑みれば、こうした格差構造（差異）は、常に、個人生活においてもまた社会共同体の営みにおいてもさらにはそれを基本単位とする国家のレベルにおいても、不安や混乱・衝突を発生させる可能性を常に包含しているといえる。これはグローバル・ガバナンスの文脈に即していえば、国際社会共同体においても国際組織・制度、企業、政府、NGOといったさまざまな行為主体が意思決定に参加し影響力を行使しうるそのガバナンスのメカニズムが、ますます「複合的相互依存」的状况になることによって、おもに弱者としての途上国支援に一定の成果を挙げてきた一方で、意思決定やそれに対するアクセス権さらには影響力の行使といったパワーバランスが不平等な状態にあり、それはまた参加者による意思決定によって国際社会にもたらされる利益配分の不平等といった「民主主義の二重の赤字」となって現れることになり、グローバル・ガバナンスの懐疑派が指摘してきたように、国内の政治構造と同様に格差・差異化構造が深刻なまでに残存しそしてそこから生ずる国際紛争の解消にはなお多くの時間を有するものと考えられるのである⁽¹⁵⁾。そしてまたそれが永遠に解決されるとも考え難いのである。

このように、自由民主主義制度に横たわる根本的な価値としての「自由」・「平等」という価値はわれわれ人間にとって普遍的な価値であるということを実証しながらも、他方でその限界もまたわれわれに示しているように思われる。これに対して1990年代には、その経済発展に自信を深めたアジアの政治指導者を中心に“アジア的価値論争”が生じ、アジアは西欧の文化とは異なった文化的背景をもっており、家族の重視、儒教的価値

観や人権に対する良き政府 (good government) の優越性といった自由民主主義の価値観と制度とは異なった価値観やそれに基づく統治形態を“アジア的価値”として主張し、西欧指導者とその社会に対するその違いを際立たせようとしたが、それは政治的論争であるがゆえに政治的なレトリックの域を出ていなかったように思われる⁽¹⁶⁾。しかし、一方でわれわれは、こうした“アジア的価値”を、前述の政治的な論争とするのではなく、西欧近代から生まれた「自由」や「平等」といった概念のように普遍化・一般化することによって、前述した自由民主主義の限界を補い、その問題に解法を与えてくれるわれわれ人間にとって新たな第三の価値としての存在意義を手に入れることが出来るように思われるのである。そこで以下では、試論的な域は出ないまでも、改めて第三の価値としての“アジア的価値”を一般的・普遍的概念にする作業をする試みをしたと思う。

2. 第三の価値としての “アジア的価値”の本質

アジアと言っても、大雑把に言っても日本や韓国、中国といった東アジアと呼ばれる地域とインド文化圏に含まれる南アジア地域さらには、本稿において事例分析として扱われる東南アジア地域など、人種のるつぼと言われるほどその文化的、民族的、地理的広がりには広範に及び、その地域的多样性を構成している。そこで、本章においては、こうしたアジアの象徴としての多様性がとくに凝集されていると考えられる東南アジアにおける“アジア的価値”を考察することによって、多様性にとんだアジア文化圏の基層に横たわると考えられる“アジア的価値”の本質を析出し、概念化する試みをしたと思う。また、“アジア的価値論争”の中心が、当時、シンガポールやマレーシアといった東南アジアの政治指導者を中心になされてきたという点においても、東南アジアの人々の精神的基層に内在化されていると考えられる文化的価値観をとりあげることによって、それを“アジア的価値”の本質として一般化することに

は重要な意義があるように思われる。そこで以下では、東南アジアの文化的価値観を主として取り上げることによって、第三の価値としての“アジア的価値”の本質を析出して行きたいと思う。

東南アジアすなわち ASEAN の文化的特徴として、先行研究においては多様性という概念が言及される場合が多い。この多様性の象徴として ASEAN においては、言語的には大雑把に分けても六つの語族が存在しており、さらにインド系や中国系の言語を含めると多様な言語構成をなしているといえる。これはまた、民族的対応関係においてもその多様性を示すことになるとともに、少数民族を含めさらに細かな民族・言語的分類をすると、ASEAN に居住する人々の文化的な広がりすなわち多様性が明らかとなる⁽¹⁷⁾。

しかし、こうした文化的特徴としての民族的・言語的な多様性にも関わらず、ASEAN においてはやや大雑把に言えば、もともとあった土着の基層文化に対して歴史的に大きな外来文明としての中華文明、インド文明、イスラム文明が流れ込み、それが基層文化と接触・融合することにより人々の間において内面化されることによって、上述した多様な言語・民族的背景をもちながらも、ASEAN においては文化的に共通した特殊アジア的な了解が存在してきたように思われる。こうした外文明としての中華文明は、儒教や道教といった宗教形態を伴って主にベトナムを中心とした ASEAN の大陸部東部へ、またインド文明は仏教という形となってその他の大陸部に、そしてイスラム文明はイスラム教としてマレーシアやインドネシアといった ASEAN 島嶼部へと主に伝わり、ASEAN にもともと居住していた人々の文化的基層を成していた土着の精霊信仰が宗教的・文化的なイデオロギーとしての外文明を持つことによって、それを受容・内面化し、東アジアや南アジア大陸との連続性をもったアジア的な土壌を育てて行ったといえる⁽¹⁸⁾。

こうした特殊アジア的な了解ないしアジア的な土壌として ASEAN に深く根を下ろした外文明の宗教・文化的形態としての仏教や儒教、そして道教は、とくに西欧的な「自由」、「平等」といっ

た人間にとって普遍的な価値規範とは異なったアジア的な価値観の本質をわれわれの目の前に現出させてくれる。簡略化して言えば、たとえば仏教ではブッタは、人間が本来の自己に立ち返る方途として、自己における生成と消滅、精神と物質(名称と形態)、善と悪といった相反する対立物(二項対立)の完全調和を霊的に幾層にもわたって深遠に説き、新しい社会的基盤の土壌を築こうとした⁽¹⁹⁾。また、仏教とはやや異なり社会秩序を重視する儒教において孔子は、仁愛とそこから生ずる礼に基づき、人としてのあり方、君子としてのあり方また人民としてのあり方とそれぞれの関係を中庸や調和といった徳ないし価値観に基づいて説いている⁽²⁰⁾。さらに、莊老思想ないしタオイズムとして知られる道教においても老子は、儒教とはやや異なる側面は見せるものの、精神と宇宙・自然との結合・調和に基づいて仏教ほど霊的に深くはないが、先に仏教の教えにおいても言及した自己・万物における絶対矛盾の霊的な統一の中庸ないし調和を根本的に描き出しているのである⁽²¹⁾。そこに観られるのは、アジアにおける根源的思想文化、言い換えれば“アジア的価値”の本質としての「調和」という概念が、アジアの人々の文化的価値・精神的支柱として存在しているということである。

さらにやや詳細な説明になるがイスラム教について歩を進めるならば、その經典である「コーラン」においては⁽²²⁾、「自然」の神秘の奥義としての「神の光の中の光」を媒介に、「父系的」な契約が結ばれる現世と「天上の楽園」として描かれる「母系的」来世が「母系性」の天上世界を中心に二元調和的に描かれている。換言すれば、宗教的善行に伴って生じるあらゆる困難を現世的に肯定するとともに、その後を訪れる死後の「復活」の世界は「女性的」な「楽園」として描かれており、現世思想と来世思想が生死の調和がそうであるように二元的に調和した宗教的・思想体系を成している。こうした二元調和的な思想が「コーラン」の底流にあることに加え、この經典全編を通じて流れているのは、たとえば「ヨセフの物語」や「イエス・キリスト」について、また「モーセ」

の物語に典型的に現れているように、そこにあるのは人間が本来持っているやさしさや寛容ささらには敬虔さであり、それはマホメットにとっては「自然」の尊さとなって現れるとともにそれを創造した慈悲深く慈愛に満ちた「神」となって現れている。しかし一方で、そうした人間にとって根源的な「本性」を逸脱した行為に対しては極めて「父系的」な人間的厳格神としての「神」が現れるのである。こうした「父系的」な世界観を持ちながらも根本において「母系的寛容」な調べは、「コーラン」をして極めて穏やかな散文的語りかけとなっている一方で、こうした旋律はイスラム文明史の「寛大さ」を説明する一助にもなっているし⁽²³⁾、またこのようなイスラムの根本的宗教・文化的思想こそが主にインドネシアやマレーシアといったオーストロネシア語族に受け入れられていった基本的な価値観であったように思われる⁽²⁴⁾。したがってそこにはマレーシアやインドネシアに顕著に観られるように、イスラムにける「父系的」側面は比較的弱く、東南アジアのイスラムがなぜ中東における原始イスラムとは異なり、一般的にいわれているように比較的穏健でありうるのか、言い換えれば対立ではなくなぜ「調和」という“アジア的価値”を重視するのかという説明にも繋がって行くように考えられるのである。

このように外文明として ASEAN に根付いた仏教や儒教、道教さらにはイスラム教に観られる特殊アジア的根本概念ないし価値観としての「調和」という概念が、ASEAN においても内面化されその精神的支柱となっているとともに、それを受容する素地が ASEAN の人々には元来存在していたということがいえる。このような根本的価値観は、翻っていえば、ASEAN をしてアジアといわしめる文化的なアイデンティティともなっており、アジアといわれる地域に居住する人々の精神的基層文化を本質的に形成している枢要な価値意識となっているように考えられるのである。それはまた、アジアという一つの地域の価値意識を越え、「自由」と「平等」を謳う民主主義の深化の問題、言い換えれば民主主義制度の質の問題としてより根源的な熟議を通した民主主義のあり方

という歴史的に形成されてきた自由民主主義の到達点としての現代民主主義論⁽²⁵⁾や人的信頼関係を重視する社会関係資本論に観られるように、個人の結合形態としての社会共同体とその延長線としての国際社会という共同体において、今やわれわれ個人の生き方が改めて問われている価値意識と整合性を持っているように思われるのである。その意味で、本章で仮説として提示した「調和」という“アジア的価値”は、「自由」・「平等」と同様にわれわれ個々の人間とその結合形態として存在してゆく共同体にとって、新たな普遍的価値としての第三の価値として位置づけられるように思われるし、またそれが必要な世界になってきていると考えられるのである。

3. ASEANにおける西欧的価値規範としての基本的人権とその制度化

では、このような特殊アジア的な価値ではあるものの第三の価値としての「調和」というわれわれ人間にとって本源的な価値意識は、ASEAN共同体を構築にあたって、枢要でありかつこれまでも地域の内外において大きな議論を呼んできた西欧的な「自由」、「平等」といった人間にとって普遍的な価値規範としての自由民主主義の制度化、言い換えれば基本的人権の制度化に対してどのような意味合いを持っているのであろうか？

ASEANは、1967年の結成以来、ASEAN WAYの本質ともいえる内政不干渉の原則を一貫して採ってきた。しかし、1990年代後半におけるアジア通貨危機によるASEAN経済の国際的な失墜、そしてとりわけ民主化運動を圧倒的に軍事的・武力的に制圧することによって、EUや米国、国連といった国際社会の非難を浴びることになったミャンマーのASEAN新規加盟は、ASEAN自体をその内部から自己批判するものとして、この原則の見直しを迫る直接のきっかけとなったのである。それは当初、ミャンマー問題をめぐって、ASEAN域内外交の基軸として、より積極的な『建設的関与』論という形となって現れたが、一向に進展が見られないミャンマーの民主化問題

に対する現実的な対応としてタイやフィリピンを中心に、内政不干渉を維持しつつも、より現実的に即した説得による『柔軟な関与』が採られることとなったのである⁽²⁶⁾。このようなミャンマーの民主化問題に見られる『柔軟な関与』政策は、ASEANを改革するという側面では、ASEAN WAYの本質である内政不干渉の原則を変えることが出来なかったという点で失敗に終わったと論評される一方で、その底流に流れているのは“アジア的価値”としての「調和」という原則が内在化された漸進性にあったように思われる。これはまたその延長線として、ASEAN域内において基本的人権をより具体的に制度化しようとするその漸進的な動きにもなって現れているように思われる。それはまず第一に、2003年にASEAN共同体を構築することを宣言したバリ・コンコードIIにおいて、ASEANは内政不干渉を原則としつつも、公的文書において初めて「民主的」という文言を取り入れた⁽²⁷⁾。次いで、共同体をより具体的に方向付けるビエンチャン行動綱領ではさらに進んで、域内において民主主義と基本的人権を強化・促進することを謳い、域内において活動している市民社会との連携をも模索したのである⁽²⁸⁾。

このように「自由」・「平等」を謳う自由民主主義制度としての基本的人権を尊重し制度化しようとするASEANにとっては画期的ではあったがその漸進的な動きは、とくにASEANを国際的に認知された法人格たらしめるASEAN憲章において、人権条項をどのように盛り込みそれをどのように具体的な組織へと発展させるのかという、ASEAN各国間における具体的な政治過程とそれによってもたらされる基本的人権の制度化の強さによって、より鮮明に描かれるように思われる。簡略化するというならば、バリ・コンコードII以来、フィリピンやとくに民主化が定着しつつあり市民社会の運動が最も活発なインドネシアは、ASEAN古参組みの代表格として、市民指向的な国内世論とそれを反映した議会の影響力の下、ASEAN WAYに固執せず、同憲章において民主主義的価値を浸透させ基本的人権を精査する具体的な人権機構を設置し、それを地域統合の要とす

ることによって ASEAN と世界を結びつけるために、ASEAN においては前例がないほど積極的に政府間交渉を推し進めてきた⁽²⁹⁾。しかし、ミャンマーに象徴されるように、国内において抑圧的な人権状況を抱える新規加盟国の強い反対は、憲章において人権機構を設置するという条項の文言を挿入可能ならしめる一方、その制度化の強さを弱める方途として合意による全会一致の原則を根本において維持することになったのである⁽³⁰⁾。こうした政治過程における人権をめぐる漸進的な動きは、ある意味においてそれを底流において支えてきた市民社会からの強い批判を受ける一方で、後発のミャンマーやラオス、ベトナム、カンボジアといった権威主義国家と完全に対立し彼らを排除しないような基本的人権の制度化の強さとなって現れることになったのである。2007年に発行した ASEAN 憲章における人権条項とそれを現実的に具体化した政府間人権委員会では、強い監督権限や具体的な人権侵害行為に対する罰則と制裁措置といった規定は盛り込まれておらず、したがってそれは ASEAN が今後どのように民主的な地域統合を遂げようとしているのか、その具体的な出発点としての意味合いが強いといえる⁽³¹⁾。その意味で ASEAN においては自由民主主義制度としての基本的人権の制度化にみる漸進性は、後にも述べるように域内国家間における合意という水平的レベルと時間軸としての将来における域内の自由民主主義制度の確立という垂直的なレベル、両次元において、自由民主主義制度の性急な制度化によってもたらされる対立よりも、“アジア的価値”としての「調和」という第三の価値が十全に機能してきた事例としての意味合いが強いと言えるのではないだろうか。

しかしながらこのことは、EU やそれをモデルにして形成されたアフリカ連合に象徴されるように、人間にとって普遍的な「自由」と「平等」を謳う西欧的価値規範としての基本的人権や民主主義規範意識のより強固な制度化すなわち自由民主主義制度の制度化が、ASEAN にとっても地域統合の礎として最終的に達成されるべき枢要な目標であることに変わりはないという意味をも内包し

ているように思われる。

4. 地域安全保障制度としての ASEAN 地域フォーラムの機能的進化の可能性

先述した西欧的価値規範ないし自由民主主義制度としての基本的人権の制度化に観られる特殊アジア的了解事項としての「調和」がもたらす漸進性は、ASEAN におけるもうひとつの重要な自由民主主義制度としての地域安全保障制度すなわち ASEAN 地域フォーラム（以下、ARF）の制度化にみる漸進性に対しても当てはまるように思われる。ASEAN は、2015 年を目途として ASEAN 政治安全保障共同体の形成を地域統合のひとつの柱としているが、実質的に東南アジアを含めたアジア太平洋州の安全保障制度の中心に位置づけられているのは、ARF である⁽³²⁾。

ARF の起原と形成については、すでに多くの文献によってその分析がなされている。そこで共通して論じられているのは、ARF は冷戦の終結に伴って米ソ両国が東南アジアから撤退しパワー・バキューム状態になったということ、また中国が同地域へ台頭し始めたため、ASEAN が主導してとくに大国としての米国や中国、日本をアジア太平洋州という地域枠組みに参加させながら、その多国間安全保障体系を形成しようとするものであった⁽³³⁾。その原型となるのが ASEAN 拡大外相会議（PMC）であり、対話を通じた地域の平和と安定の達成といういわゆる ASEAN WAY をその作動原理とするものであった⁽³⁴⁾。ARF において ASEAN は、ヨーロッパにおける欧州安全保障協力会議（CSCE）の成功をモデルとし、制度的に強い安全保障体系を積極的に形成しようとするオーストラリアやカナダ等の主張を退け、ASEAN WAY という作動原理を維持しつつも、その目的として、信頼醸成措置、予防外交そして前二者の発展段階としての“紛争解決へのアプローチ”を柱としたコンセプト・ペーパーを 1995 年に提示することになったのである。

そこで常に問題とされるのは、如何に ARF が CSCE やその後継組織としての欧州安全保障協力

機構（OSCE）のような具体的で強い拘束力ある制度として機能しうるかという点にあった。ARFは、その結成当初から、ASEAN WAYに観られる対話と協議による漸進的アプローチにより信頼醸成から予防外交へ移行するのが極めて緩慢であると指摘されるとともに、「放談会」と批判されることもあった⁽³⁵⁾。本論ではARFの制度化をめぐるASEAN内の政治的な動態を描くことは出来ないが、しかしASEANがARFの制度化をスローペースにしている大きな理由として、依然として合意を原則としているということ、そしてASEAN WAYという行動様式がリスク回避に繋がっていると解釈することができる⁽³⁶⁾。実際にARFは、現時点においても信頼醸成措置と予防外交が平行している状態にあり、制度化は、極めて緩やかな状態となっている。たとえば、ARFは信頼醸成措置に関して、国防政策ペーパーの自主的提出、国連通常兵器登録制度への参加奨励、信頼醸成措置に関する会期間支援グループ（ISG on CBMs）の設置さらにはARF高級事務レベル会合の開催などを通して安全保障や防衛交流の対話を促進してきた⁽³⁷⁾。また予防外交に関しても、OSCEが達成した内容と比較することは出来ないまでも、またその評価は分かれるところではあるが、ここ十年来漸進的な制度化がなされてきた。1999年のARF閣僚会合では、ARF議長役割を強化することで一致したし、また2001年には安全保障の専門家を中心とした専門家・賢人会合（EEP）の登録と予防外交の概念と原則に関するペーパーを採択した。さらに2005年には現在のISG on CBMsに代え、信頼醸成措置と予防外交に関する会期間支援グループ（ISG on CBMs & PD）を設置したのである⁽³⁸⁾。加えて2007年にはARF議長を補佐する議長フレンド制度が導入されるとともに⁽³⁹⁾、2009年のシンガポール宣言と2010年のハノイ行動計画においては、EEPが提示した予防外交に関する作業計画にしたがって、予防外交に関する具体的な指針が示されたのである⁽⁴⁰⁾。しかしながら、制度化の進展がこのように極めて穏やかであるため、OSCEが90年代には予防外交の実践として「主

として、人権尊重、法の支配や民主制度の確立によって長期的に紛争予防を試みる民主制度・人権事務所や紛争の萌芽に早期警戒を出し、早期解決の役割を担う少数民族高等弁務官および自由メディア、さらには紛争の拡大や波及を防止し、危機管理を担う長期滞在型使節団⁽⁴¹⁾を設置したのに対し、ARFはたとえば、その議長権限や事務局の自律性にしろ、あるいは直接的な関係国による紛争行為に対するその具体的な強制力のある公式の紛争予防・解決メカニズムの制度化は、実際にはさほど進展していないのが実状である⁽⁴²⁾。

こうしたARFの制度化にみる漸進的な性格は、ASEAN自身が原則としているASEAN WAYという作動原理としての合意にある。その具体的な事例となるのが、国家主権にまで踏み込んだ予防外交に対する定義をめぐるASEANの政治的な立場にあった。予防外交を当該紛争国の内政にまで踏み込んだ定義づけ行おうとした日本や米国、オーストラリア、さらにはカナダといった積極的な国家が存在した一方で、その極として予防外交を内政には触れない国家間の問題に落ち着けようとする中国があった。その狭間においてASEAN内においても内政問題を抱えるミャンマーやベトナムが中国よりの立場にあった一方、シンガポールとくにタイ、フィリピンは内政不干渉原則の見直しを模索し狭義の予防外交の定義に前向きな姿勢を示していた。しかし、最終的には合意と対話を重視するASEANの立場がARF参加国の両極の中間点に入る形で、予防外交の概念と目的は国家間のイシューに限定されることになったのである⁽⁴³⁾。

以上考察してきた地域安全保障制度としてのARFの制度化にみる漸進性は、既に自由民主主義制度の制度化の事例分析として論じたASEANにおける基本的人権の制度化と同様、本論文の仮説として提示した第三の普遍的な価値としての「調和」という“アジア的価値”の本質が具体化したものと考えられるのである。これは言い換えれば、関係国家間における水平的「調和」と、制度化という時間的に垂直的な「調和」という二つの次元において、ARFを性急に自由民主主義制

度として制度化することによってもたらされうると思われる深刻な対立よりも、基本原理としての「調和」という“アジア的価値”が、アジア太平洋州において作用していることを物語っているといえるであろう。

5. 漸進的民主化パターンによる地域統合としての ASEAN 共同体

このように、ASEAN 言い換えれば東南アジアにおける西欧的価値規範としての自由民主主義の制度化に観られるその漸進性は、先に記した特殊“アジア的価値”ではあるものの第三の価値としての「調和」という価値が具現化されたものとして理解し得る一方で、それはまた ASEAN 共同体が今後どのように民主的な地域統合を果して行こうとしているのか、そのシナリオをある程度までわれわれに示してくれるように思われる。

たとえば、ASEAN 新規加盟国であるミャンマーやカンボジア、ベトナム、ラオスといった質的には異なるものの権威主義的政治体制を強固に敷いている国家を急激に民主化し、古参組みの中でもとくに先発民主主義国家の象徴とされるインドネシアに観られるような高い民主主義レベルを劇的に達成させる急激な民主化パターンによる地域統合がひとつ想定される。この場合、急激に民主化された国々においては、先行研究に従っていえば、発展の初期段階ではその経済は発展するが所得格差が著しく増大する一方で、公職者や利益集団のレントシーキングが活発になり不正や汚職が社会に深く根を下ろすことになり、民主主義制度が本来備えているその制度能力による不正の改善が進まず、経済発展は相対的に低い状態に留まるとともに、それはとくに当該国における貧困率の高さとなって現れてくる⁽⁴⁴⁾。これは、民主化と経済成長の連関における逆 U 字型を示しており、その結果は低所得層を中心とした再分配圧力を増大させるとともに、とくにフィリピンの民主主義に顕著に観られるように、軍部によるクーデター計画といった政治的な介入を惹起するなど、民主主義制度の不安定性言い換えれば政治的不安定性を

もたらすことになり、結果として海外からの直接投資は減少し、その国の経済発展は低いまま続くことになる。このように既存の権威主義国を ASEAN が急激に民主化し地域統合を果たすパターンにおいては、国家間における政治体制の違いが解消されるにしても、地域統合にとってもうひとつの重要な柱である経済統合（経済発展）の利点が失われることになると考えられるのである。

第二に、地域統合パターンに対する比較研究的考察を待たねばならないが、ASEAN 共同体において、ASEAN 先発民主主義国家群と逆に後発に ASEAN 加盟を果たした権威主義国家群が並存するパターンが考えられる。このパターンによると、インドネシアやタイ、フィリピンといった先発民主主義国において極めて活発に民主化・市民運動を繰り広げている NGO といった市民社会からの声が域内諸国には行きわたらず、したがってとくに ASEAN に新規加盟を果たしたミャンマー、ベトナム、カンボジア、ラオスといった極めて強固に権威主義的な政治制度を敷いている政治体制においては政治的民主化は大きく望めず、地域統合後も民主主義レベルが大きく異なった国家が並存し続ける状態が続くことになる。結果として、現在 ASEAN において存在する域内の政治体制の違いやそこに深く生活の根を下ろしている市民的自由は黙認し続けられることになり、経済統合だけが第一に優先されることになる。しかしこの民主化統合パターンでは、ASEAN 共同体が構築されるにしても、当該共同体自体が、地域統合の要である民主的土壌を有していないという理由で国際社会や世論から信頼を完全に失ってしまう可能性が極めて高いと考えられる。したがってこの第二の民主化パターンを辿るとすると、ASEAN 共同体の国際社会における発言力が著しく低下するばかりか、たとえば先述した地域安全保障体制としての ARF が全く機能しなくなることになり、ASEAN 共同体自体の国際社会における存立基盤がなくなってしまうことになるものと考えられるのである。

したがって、私たちは ASEAN 共同体がどのような民主化パターンを辿るのかということに対

して、もうひとつの代替的な選択肢として、先に述べた“アジア的価値”の本質としての「調和」がそこに内在化させていると考えられる漸進的民主化パターンとしての地域統合をシナリオとして描くことができるように思われる。それはすなわち、権威主義国家における政治体制を漸次民主化しつつ、最終的に地域統合の枢要な基盤である基本的人権の尊重や民主主義制度を十全に確立し、インドネシアやフィリピン、タイといったASEAN先発民主主義国との政治体制の違いをなくしてゆく地域統合パターンであり、これはまた翻っていえば先に考察した西欧的な価値規範としての自由民主主義すなわち基本的人権や地域安全保障協力の漸進的な制度化パターンにも対応しているものと考えられる。このようなパターンによれば、アジアに限っていえば、民主化が比較的平和裏に行われたといわれる台湾やインドネシアに観られるように⁽⁴⁵⁾、民主化の初期段階において漸次的な憲法改正といった部分的な民主化・政治的自由化過程を通して、体制派と反体制両派の穏健派を中心とした和解手続を進めることによってまず第一に、政治的な安定性が担保されることが枢要となるであろう。これは、ASEAN域内はもとより、海外からの多くの直接投資を呼び込むと同時に、相対的に高い経済発展をもたらし、現在懸案となっている域内経済格差の縮小となって現れてゆく。結果としてとくに、韓国や台湾といった東アジア諸国にかつて顕著に観られたように、地場産業が形成されることにより次第に中間層が増大するとともに、これまでの研究によれば彼らは国際的な民主化圧力の影響下にあつて、国家と社会の和解者であり、民主主義規範意識を強く持つものと期待されている。たとえば、現在進行中のマレーシアにおける民主化過程においても、こうした中間集団は、グローバル化による急速な経済発展によってもたらされた所得格差の拡大に伴い、低所得者層による民主化運動を穏健な形で支持する存在として次第に台頭し始め、市民意識を成熟化させているのである⁽⁴⁶⁾。このように低所得層が基点となり、富の再分配圧力を伴った形で民主化の移行が始まるとともに、市民意識が成熟した中間層に

よる比較的穏健なその民主化運動への支持は、社会全体の民主主義規範意識を高めるとともに、民主主義自体の制度化を推し進め、それを定着させるものと考えられる。この時はじめてASEAN全体を包括しうる西欧的価値規範としての基本的人権言い換えれば自由民主主義の制度化が、より強い形式を伴って確立されてゆくことになる。

さらに歩を進めるならば、このように定着した民主主義は、政治的な安定性を国民に享受させるとともに、それが本来持つ不正・腐敗の防止といった制度能力の改善（民主主義の質を高めること言い換えればグッドガバナンス）を通じて、既存の格差緩和の手續きとしての「社会関係資本」による水平的パートナーシップを結ぶことにより、相対的に貧富の格差を緩和しつつ持続的にその経済を成長させてゆくことを可能ならしめるように思われる。このプロセスは、ASEANやアジアに限らず現在、西欧を中心とした先進民主主義国においても議論の対象となっている問題でもあるが、それはとくに先発民主主義国家としてのインドネシア、タイ、フィリピンが抱える問題を克服するとともに、ASEAN新規加盟国としてのミャンマー、ラオス、ベトナムそしてカンボジアが最終的に成し遂げる目標でもありと考えられるのである。

こうした「調和」という特殊アジア的な価値の本質が内在化されていると考えられる漸進的民主化プロセスを通してはじめて、ASEAN共同体は、その政治体制の違いや経済格差の違いを漸次解消してゆくことが出来るのではないかと考えられる。結果としてASEAN共同体は、明らかにEUに比べはるかに緩やかではあるが、現在その共同体の3本の柱の一つとして先行させている経済統合から政治的民主化によるより強固な地域統合へと成熟化し、広域共同体としての「東アジア共同体」を牽引する重責を十分に果たす存在となってゆくように思われるのである。

おわりに

本稿では、試論的考察の域は出ないまでも、まず第一に自由民主主義の普遍性と限界を指摘しつ

つ、第三の価値としての「調和」という“アジア的価値”の本質を仮説として提示してきた。ついで、それに基づく事例分析として、ここ数十年 ASEAN において問題となってきた自由民主主義制度としての基本的人権の制度化と地域安全保障協力体としての ASEAN 地域フォーラムの制度化をめぐる問題を検討してきた。そして最後に、そこから帰納すると考えられる ASEAN 共同体の地域統合の行方を素描し、ASEAN における自由民主主義制度の制度化にみる漸進性の意味内容をわれわれ人間にとって重要な第三の価値としての「調和」という概念によって解き明かしてきた。

そこから得られた一定の知見は、まず第一に西欧において、近代ルネッサンス以降現れた“近代的人間”によって育まれてきた「自由」と「平等」という普遍的な価値に内在する不完全性、言い換えれば、私たちは一方でそれぞれの価値の普遍性を追い求めながらも、「自由」と「平等」が完全に両立することはありえず、その不完全性がもたらす個人の生活における営みとそれを構成単位とする社会共同体や国際社会共同体という三つのレベルにおいて生ずる大きな亀裂としての「格差」という構造的問題をある程度、受容しなければならないのではないかということである。こうした亀裂としての格差構造を補完するための新たな価値が特殊アジア的な価値ではあるものの、普遍性を帯びた第三の価値としての「調和」という価値であるように思われる。この価値によって、われわれが現在直面している貧富の格差やそこから生ずる犯罪さらには共同体としての連帯の崩壊といった問題に潜む格差構造、言い換えれば差異化という異なった存在の違いが会うことによって生ずる構造的問題をある程度まで受容することを正当化し、われわれは不完全な世界ではあるもののそこに「調和」の在る営みを既に挙げた三つのレベルにおいて達成することが可能になるように思われるのである。これは、東洋思想的に言えば、「絶対に矛盾した世界が直ちに自己同一化した現世肯定の世界」として描かれる⁽⁴⁷⁾。その意味で「調和」という価値は、西欧近代から生まれた「自由」・「平等」という価値と同じく、われわれ

人間にとって普遍的な価値としての要素を包含しているものであるといえるであろう。

それはまた第二に、今後の実証研究の課題でもありかつまた本稿においては分析の対象外となったが、アジアにおける民族や文化の違い、経済格差やジェンダーの違いといった格差構造や民主主義のあり方、さらにはアジアにおいて新たに台頭しつつある地域主義は、個人の営みやそれを構成単位とする社会共同体そしてそれを取り巻く環境としての国際関係において、摩擦や軋轢・対立が比較的少ない「調和」のある現実的事例をわれわれに示してくれるように思われるのである。

そして第三に、既にレビューしたように、西欧近代から生まれた「自由」・「平等」という価値が一定の限界を持ち、われわれが直面するさまざまなレベルの問題に対処できないように、「調和」という価値にも限界があるということである。というのも、アジアの文明に観られる「調和」という価値には、ASEAN の事例においてみられたように、西欧文明のように事物を構造化し制度化する構造力が比較的弱いと言えるからである。したがって、両者の価値観すなわち「自由」・「平等」そして「調和」という三つの価値は相互補完的でなければならないという認識がわれわれには必要であるように思われる。このように三つの本源的価値の相互補完性を認識することによってはじめて私たちは、現在直面している歴史的転換点となる諸問題にある一定の方向性づけを与えることが可能となるのではないだろうか。それは、レイプハルト (Lijphart) の言葉を借りるならば、「より寛容な」民主主義の特質として「合意」の重要性となって現れている⁽⁴⁸⁾、ワールド・バリューズ・サーベイ (World Values Survey) においてインゲルハート (Inglehart) が指摘しているように、人々の価値意識が「平和指向的」なものになっているという点⁽⁴⁹⁾においても整合性があるように思われるのである。

《注》

- (1) ルソー著、桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約

- 論』岩波書店，2008年。
- (2) Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman and London: University of Oklahoma University Press, 1991, 坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳『第三の波』三嶺書房，1995年；Francis Fukuyama, *The End of History and the Last Man*, NY: International Creative Management, 1992, 渡部昇一訳『歴史の終わり』三笠書房，1992年。
- (3) たとえば，以下を参照。Joseph S. Nye, *Understanding International Conflicts: An Introduction to Theory and History 5th edition*, Pearson Education, Inc., 2005, 田中明彦・村田晃嗣訳『国際紛争：理論と歴史〔原著第5版〕』有斐閣，2005年；山田高敬・大矢根聡『グローバル社会の国際関係論〔新版〕』第1～2章，有斐閣，2011年。
- (4) Ronald Inglehart and Christian Welzel, “How Development Leads to Democracy,” *Foreign Affairs*, March/April 2009.
- (5) Anthony Giddens, *The Third Way*, London: Polity Press, 1998, 佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社，2005年。
- (6) David Held et al., *Debating Globalization*, Cambridge: Polity Press, 2005, 猪口孝訳『論争グローバル化』岩波書店，2007年。
- (7) Held, 邦訳，前掲書。
- (8) Giddens, 邦訳，前掲書。
- (9) 津崎直人「グローバル・ガバナンス論の社会民主主義的起源」日本国際政治学会編『国際政治』第164号，2011年，100-114頁。
- (10) 荒木傳『社会民主主義と現代政治』明石書店，2001年，108-180頁。
- (11) 岡沢憲夫『スウェーデンの政治』東京大学出版会，2009年，255-260頁；Jens Rydgren, “Radical Right Populism in Sweden: Still a Failure, But for How Long?,” *Scandinavian Political Studies*, Vol. 25, No. 1, 2002, pp. 37-39; Christoffer Green-Pedersen & Jesper Krogstrup, “Immigration as a Political Issue in Denmark and Sweden,” *European Journal of Political Research*, Vol. 47, 2008, pp. 624-627.
- (12) 荒木，前掲書，52頁，120-121頁。
- (13) Bo Rothstein, “The Reproduction of Gender Inequality in Sweden: A Causal Mechanism Approach,” *Gender, Work and Organization*, May 2010.
- (14) *Newsweek*, 2006. 4. 26; 日本経済新聞社『日本経済新聞』2011年1月23日，8月10日参照。
- (15) David Held & Anthony McGrew, *Globalization/Anti-Globalization*, Oxford: Polity Press, 2002, 中谷義和・柳原克行訳『グローバル化と反グローバル化』日本経済評論社，2003年，第5章；奥迫元「国際関係論とグローバル・ガバナンス」山本武彦編『国際関係論のニュー・フロンティア』成文堂，2010年，112-133頁。
- (16) たとえば，以下を参照。Bilabari Kausikan, “Asia’s Different Standard,” *Foreign Policy*, No. 92, Fall 1993; Fareed Zakaria, “Culture Is Destiny: A Conversation with Lee Kuan Yew,” *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 2, 1994.
- (17) たとえば，上智大学アジア文化研究所編『新版入門東南アジア』めこん，1999年，91-132頁など参照。
- (18) 前田成文「文化の多様性 — 異相と多義」前田成文編『東南アジアの文化』弘文堂，1991年，1-18頁。
- (19) 中村元訳『ブダの真理のことは感興のことは』岩波書店，2008年。
- (20) 金谷治訳注『論語』岩波書店，1990年。
- (21) 張鐘元著，上野浩道訳『老子の思想』講談社，2004年。
- (22) 本文で記述したイスラムないし「コーラン」のエッセンスについては，「コーラン」の和訳に依拠した。井筒俊彦訳『コーラン』岩波文庫上巻，2008年；中巻，1994年；下巻，1995年。
- (23) 井筒俊彦『イスラム思想史（改訂版）』中央公論新社，2005年。
- (24) 今永清二『東方のイスラム』風響社，1992年，11-88頁。
- (25) たとえば，田村哲樹「規範理論と経験的研究との対話可能性 — 熟議民主主義論の展開を事例として —」日本政治学会編『政治学の新潮流：21世紀の政治学へ向けて』木鐸社，2007年，11-35頁，参照。
- (26) 黒柳米司「ASEAN体験と東アジア」山本武彦・天児慧編『東アジア共同体の構築：新たな地域形成』岩波書店，2007年，53-54頁。
- (27) Association of Southeast Asian Nations, *Declaration of ASEAN Concord II (Bali Concord II)*, p. 3, <http://www.aseansec.org/15159.htm>.
- (28) Association of Southeast Asian Nations, *Vientiane Action Programme*, pp. 6-7, <http://www.aseansec.org/16631.htm>.
- (29) Jorn Dosch, “ASEAN’s Reluctant Liberal Turn and the Thorny Road to Democracy Promotion,” *The Pacific Review*, Vol. 21, No. 4, 2008, pp. 527-545.
- (30) Association of Southeast Asian Nations, *Charter of the Association of Southeast Asian Nations*, <http://www.aseansec.org/publications/ASEAN-Cha...>
- (31) Association of Southeast Asian Nations, ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights, <http://www.aseansec.org/pub->

- lications/TOR-of-AIC...
- (32) 佐藤考一「APSC (ASEAN 政治安全保障共同体) 構想をめぐる諸問題」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』第 58 卷 4 号, 2010 年, 62-65 頁。
- (33) たとえば, 長谷川将規「ASEAN 地域フォーラム再考」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』第 49 卷 1 号, 2001 年, 74-80 頁。
- (34) Amitav Acharya, *Constructing a Security Community in Southeast Asia 2nd edition*, NY: Routledge, 2009, p. 197.
- (35) たとえば, Dominik Heller, “The Relevance of the ASEAN Regional Forum for Regional Security in the Asia-Pacific,” *Contemporary Southeast Asia*, Vol. 27, No. 1, 2005, pp. 137-139; 日本経済新聞社『日本経済新聞』2010 年 7 月 15 日, 参照。
- (36) Heller, *op. cit.*, p. 140.
- (37) Acharya, *op. cit.*, pp. 201-202; 外務省安全保障政策課『ARF (アセアン地域フォーラム) の関連資料』平成 22 年 7 月。
- (38) Acharya, *op. cit.*, p. 202.
- (39) Association of Southeast Asian Nations, *Chairman's Statement 14th ASEAN Regional Forum*, Manila, the Philippines, 2 August 2007, <http://www.aseanregionalforum.org>.
- (40) Association of Southeast Asian Nations, *Singapore Declaration on the 15th ARF 2008; Hanoi Plan of Action to Implement the ASEAN Regional Forum Vision Statement* endorsed by ARF SOM, May 2010; *Co-Chairs' Summary Report: the Foruth Meeting of the ASEAN Regional Forum Expert and Eminent Persons*, Bali, 14-15 December 2009, <http://www.aseanregionalforum.org>.
- (41) 吉川元「欧州安全保障協力機構 (OSCE) の予防外交」日本国際問題研究所『国際問題』第 477 号, 1999 年, 41-42 頁。
- (42) Heller, *op. cit.*, p. 138; 森本敏「ARF (ASEAN 地域フォーラム) の現状と今後の課題」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』第 58 卷 10 号, 2010 年, 14-18 頁。
- (43) Takeshi Yuzawa, “The Evolution of Preventive Diplomacy in the ASEAN Regional Forum: Problems and Prospects,” *Asian Survey*, Vol. XLVI, No. 5, 2006.
- (44) 福味敦「民主主義・制度・経済成長 — パネルデータによる多国間実証分析 —」<http://www.Rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/Japanese/dpj63.pdf>.
- (45) 武田康裕著『民主化の比較政治』ミネルヴァ書房, 2001 年。
- (46) フランシス・コク・ワー「マレーシア」猪口孝・カールソン著『アジアの政治と民主主義』西村書店, 2008 年。
- (47) 鈴木大拙著・上田閑照編『新編：東洋的な見方』岩波書店, 2009 年。
- (48) Arend Lijphart, *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, n.p.: Yale University Press, 1999, 粕谷裕子訳『民主主義対民主主義：多数決型とコンセンサス型の 36 ヶ国比較研究』勁草書房, 2006 年, 217-234 頁。
- (49) Inglehart and Welzel, *op. cit.*

引用文献・資料

(欧 文)

- Amitav Acharya, *Constructing a Security Community in Southeast Asia 2nd edition*, NY: Routledge, 2009.
- Anthony Giddens, *The Third Way*, London: Polity Press, 1998, 佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社, 2005 年。
- Arend Lijphart, *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, n.p.: Yale University Press, 1999, 粕谷裕子訳『民主主義対民主主義：多数決型とコンセンサス型の 36 ヶ国比較研究』勁草書房, 2006 年。
- Association of Southeast Asian Nations, ASEAN Intergovernmental Commission on Human Rights, <http://www.aseansec.org/publications/TOR-of-AIC...>
- Association of Southeast Asian Nations, *Chairman's Statement 14th ASEAN Regional Forum*, Manila, the Philippines, 2 August 2007, <http://www.aseanregionalforum.org>.
- Association of Southeast Asian Nations, *Charter of the Association of Southeast Asian Nations*, <http://www.aseansec.org/publications/ASEAN-Cha...>
- Association of Southeast Asian Nations, *Co-Chairs' Summary Report: the Foruth Meeting of the ASEAN Regional Forum Expert and Eminent Persons*, Bali, 14-15 December 2009, <http://www.aseanregionalforum.org>.
- Association of Southeast Asian Nations, *Declaration of ASEAN Concord II (Bali Concord II)*, <http://www.aseansec.org/15159.htm>.
- Association of Southeast Asian Nations, *Singapore Declaration on the 15th ARF 2008; Hanoi Plan of Action to Implement the ASEAN Regional Forum Vision Statement* endorsed by ARF SOM, May 2010, <http://www.aseanregionalforum.org>.
- Association of Southeast Asian Nations, *Vientiane Action Programme*, pp. 6-7, <http://www.asean>

- sec.org/16631.htm.
- Bilabari Kausikan, “Asia’s Different Standard,” *Foreign Policy*, No. 92, Fall 1993.
- Bo Rothstein, “The Reproduction of Gender Inequality in Sweden: A Causal Mechanism Approach,” *Gender, Work and Organization*, May 2010.
- Christoffer Green-Pedersen & Jesper Krogstrup, “Immigration as a Political Issue in Denmark and Sweden,” *European Journal of Political Research*, Vol. 47, 2008.
- David Held et al., *Debating Globalization*, Cambridge: Polity Press, 2005, 猪口孝訳『論争グローバル化』岩波書店, 2007年。
- David Held & Anthony McGrew, *Globalization/Anti-Globalization*, Oxford: Polity Press, 2002, 中谷義和・柳原克行訳『グローバル化と反グローバル化』日本経済評論社, 2003年。
- Dominik Heller, “The Relevance of the ASEAN Regional Forum for Regional Security in the Asia-Pacific,” *Contemporary Southeast Asia*, Vol. 27, No. 1, 2005.
- Fareed Zakaria, “Culture Is Destiny: A Conversation with Lee Kuan Yew,” *Foreign Affairs*, Vol. 73, No. 2, 1994.
- Francis Fukuyama, *The End of History and the Last Man*, NY: International Creative Management, 1992, 渡部昇一訳『歴史の終わり』三笠書房, 1992年。
- Jens Rydgren, “Radical Right Populism in Sweden: Still a Failure, But for How Long?,” *Scandinavian Political Studies*, Vol. 25, No. 1, 2002.
- Jorn Dosch, “ASEAN’s Reluctant Liberal Turn and the Thorny Road to Democracy Promotion,” *The Pacific Review*, Vol. 21, No. 4, 2008.
- Joseph S. Nye, *Understanding International Conflicts: An Introduction to Theory and History 5th edition*, Pearson Education, Inc., 2005, 田中明彦・村田晃嗣訳『国際紛争：理論と歴史〔原著第5版〕』有斐閣, 2005年。
- Newsweek*, 2006.
- Ronald Inglehart and Christian Welzel, “How Development Leads to Democracy,” *Foreign Affairs*, March/April 2009.
- Samuel P. Huntington, *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, Norman and London: University of Oklahoma University Press, 1991, 坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳『第三の波』三嶺書房, 1995年。
- Takeshi Yuzawa, “The Evolution of Preventive Diplomacy in the ASEAN Regional Forum: Problems and Prospects,” *Asian Survey*, Vol. XLVI, No. 5, 2006.
- (邦文)
- 荒木傳『社会民主主義と現代政治』明石書店, 2001年。
- 井筒俊彦訳『コーラン』岩波文庫上巻, 2008年; 中巻, 1994年; 下巻, 1995年。
- 井筒俊彦『イスラム思想史(改訂版)』中央公論新社, 2005年。
- 今永清二『東方のイスラム』風響社, 1992年。
- 岡沢憲美『スウェーデンの政治』東京大学出版会, 2009年。
- 奥迫元「国際関係論とグローバル・ガバナンス」山本武彦編『国際関係論のニュー・フロンティア』成文堂, 2010年。
- 金谷治訳注『論語』岩波書店, 1990年。
- 外務省安全保障政策課『ARF(アセアン地域フォーラム)の関連資料』平成22年7月。
- 吉川元「欧州安全保障協力機構(OSCE)の予防外交」日本国際問題研究所『国際問題』第477号, 1999年。
- 黒柳米司「ASEAN体験と東アジア」山本武彦・天児慧編『東アジア共同体の構築：新たな地域形成』岩波書店, 2007年。
- 佐藤考一「APSC(ASEAN政治安全保障共同体)構想をめぐる諸問題」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』第58巻4号, 2010年。
- 上智大学アジア文化研究所編『新版 入門東南アジア』めこん, 1999年。
- 鈴木大拙著・上田閑照編『新編：東洋的な見方』岩波書店, 2009年。
- 武田康裕著『民主化の比較政治』ミネルヴァ書房, 2001年。
- 田村哲樹「規範理論と経験的研究との対話可能性——熟議民主主義論の展開を事例として——」日本政治学会編『政治学の新潮流：21世紀の政治学へ向けて』木鐸社, 2007年。
- 張鐘元著, 上野浩道訳『老子の思想』講談社, 2004年。
- 津崎直人「グローバル・ガバナンス論の社会民主主義的起源」日本国際政治学会編『国際政治』第164号, 2011年。
- 中村元訳『ブッダの真理のことは感興のことは』岩波書店, 2008年。
- 日本経済新聞社『日本経済新聞』2010-2011年。
- 長谷川将規「ASEAN地域フォーラム再考」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』第49巻1号, 2001年。
- 前田成文「文化の多様性——異相と多義」前田成文編『東南アジアの文化』弘文堂, 1991年。
- 福味敦「民主主義・制度・経済成長——パネルデータによる多国間実証分析——」<http://www.Rieb.kobe-u.ac.jp/academic/ra/dp/Japanese/dpj63.pdf>.
- フランシス・コク・ワー「マレーシア」猪口孝・カー

- ルソン著『アジアの政治と民主主義』西村書店、2008年。
- 森本敏「ARF（ASEAN 地域フォーラム）の現状と今後の課題」拓殖大学海外事情研究所『海外事情』第58巻10号，2010年。
- 山田高敬・大矢根聡『グローバル社会の国際関係論 [新版]』有斐閣，2011年。
- ルソー著，桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』岩波書店，2008年。